鹿高専人第２０号
令和８年１０月１６日

関係機関の長　殿

鹿児島工業高等専門学校長
道　地　慶　子
（公印省略）

教員の公募について（依頼）

拝啓　時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて，このたび本校では下記のとおり教員を公募することになりました。
　つきましては，貴機関関係者へ御周知くださいますとともに，適任者の御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．職名及び人員　　准教授，講師または助教　１名
２．所属学科　　創造デザイン工学科　リベラルアーツ系（数学）
３．専門分野　　数学
４．担当科目　　数学に関する科目（高校から大学教養程度の数学の授業を担当）
５．応募資格　　次の各号の全てに該当する方。
（１）修士以上の学位を有し，研究に熱意のある方。
（２）心身ともに健康で，クラス担任，部活動の顧問及び寮の宿日直等の業務を含む高等専門学校の学生指導に理解と熱意のある方。
（３）外国語を母語とする方の場合は，授業及び学生指導も含め校務の遂行が可能な日本語能力を有している方。
また，次の各号に該当する方が望ましい。
（１）博士の学位を有する方，または取得見込みの方。
（２）教育経験のある方。
６．採用予定年月日　　令和９年４月１日
７．提出書類　　（１）履歴書（※所定の様式）
（２）業績調書（※所定の様式）
（３）主要著書・論文等の別刷（コピー可，主要なもの３編以内）
（４）研究業績概要（上記（３）について各1,000字以内。Ａ４判，様式任意）
（５）応募者について問い合わせ可能な方１名の連絡先（氏名，所属，職位，電話番号，メールアドレスを記載。Ａ４判，様式任意）
（６）着任後の教育，研究，学生指導等についての抱負（Ａ４判，日本語1,000字程度にまとめること。）

（７）教育経験のある方は，その内容についてまとめたもの（Ａ４版，様式任意）
（８）こども性暴力防止法に基づく誓約書
※（１）、（２）及び（８）の様式については，鹿児島高専ホームページ「教職員募集」（http://www.kagoshima-ct.ac.jp/recruitment/）よりダウンロードして御使用ください。

８．応募締切　令和８年１２月２１日（月）必着

９．選考方法　第一次審査：書類選考
第二次審査：一次審査合格者に対して面接選考等（模擬授業を含む）
※宿泊・交通費等は応募者負担

10．応募書類提出先　〒899-5193　鹿児島県霧島市隼人町真孝 1460-1
鹿児島工業高等専門学校総務課人事係　TEL：0995-42-9005
※郵送は書留・親展で，「リベラルアーツ系（数学）教員応募書類在中」と朱書きしてください。

11．そ　の　他　（１）本校は，男女共同参画を推進しており，業績等の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。
（２）選考に係る諸費用・交通費は，応募者の負担となります。
（３）応募書類は，返却いたしません。
（４）応募書類により取得する個人情報は，採用者の選考及び採用後の給与・福祉関係の必要な手続きに利用するものであり，この目的以外での利用又は提供をすることはありません。
（５）キャリア形成を支援する観点から，他の国立高等専門学校へ人事交流により異動することがあります。
（６）業務従事に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

本件に関するお問い合わせは，下記までお願いいたします。

独立行政法人国立高等専門学校機構
鹿児島工業高等専門学校
創造デザイン工学科　リベラルアーツ系長（教授）拝田　稔
TEL：0995-42-9051
E-Mail：haida@kagoshima-ct.ac.jp

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。